

◆いちき串木野市「第三次行政改革大綱」、「第四次行政改革大綱素案」比較表◆

第三次行政改革大綱素案（平成28～令和2年度）	第四次行政改革大綱（令和3～7年度）
第1章 行政改革の基本方針 1. 行政改革大綱の策定の趣旨 (1) <u>第一次及び第二次行政改革大綱</u>の取組状況 (2) 本市を取り巻く現状と課題 (3) 更なる改革の必要性 2. 行政改革の基本方針 (1) <u>効率的で無駄のないスリムな行政経営の推進</u> (2) <u>持続可能な財政基盤の構築</u> (3) 市民サービスの向上と共生・協働の推進 第2章 具体的取組 1. <u>効率的で無駄のないスリムな行政経営の推進</u> (1) 定員管理及び給与の適正化 (2) 効率的な組織機構の構築 (3) 職員の意識改革と人材育成の推進 2. <u>持続可能な財政基盤の構築</u> (1) 財政運営の健全化 (2) 公共施設の見直し (3) 既存事業の見直し (4) 積極的な財源確保の取組 (5) 民間委託等の推進 (6) 地方公営企業等の経営健全化 3. 市民サービスの向上と共生・協働の推進 (1) 市民サービスの向上 (2) 市民と行政の協働の推進 第3章 改革の実現に向けて (1) 推進期間 (2) 推進計画の策定 (3) 推進体制と進行管理 行政改革の推進体制（概念図） 用語解説	第1章 行政改革大綱 1. 行政改革大綱の策定の趣旨 (1) <u>これまでの行政改革大綱</u>の取組状況 (2) 本市を取り巻く現状と課題 (3) 更なる改革の必要性 2. <u>行政改革大綱の基本理念</u> 3. <u>行政改革大綱の基本方針</u> (1) <u>人口減少社会に対応した行政経営の推進</u> (2) <u>持続可能な財政運営の推進</u> (3) 市民サービスの向上と共生・協働の推進 第2章 具体的取組 1. <u>人口減少社会に対応した行政経営の推進</u> (1) 定員管理及び給与の適正化 (2) 効率的な組織機構の推進 (3) <u>事務の効率化の推進</u> (4) 職員の意識改革と人材育成の推進 2. <u>持続可能な財政運営の推進</u> (1) 財政の健全化 (2) 公共施設の見直し (3) 既存事業の見直し (4) 積極的な財源確保の取組 (5) 民間委託等の推進 (6) 地方公営企業等の経営健全化 3. 市民サービスの向上と共生・協働の推進 (1) 市民サービスの向上 (2) 市民と行政の協働の推進 第3章 改革の実現に向けて (1) 推進期間 (2) 推進計画（<u>経営適正化プラン</u>）の策定 (3) 推進体制と進行管理 行政改革の推進体制（概念図） 用語解説

第1章 行政改革の基本方針

1. 行政改革大綱の策定の趣旨

(1) 第一次及び第二次行政改革大綱の取組状況

本市は平成17年10月の合併による新市発足後、厳しい財政状況の下、増大する社会保障経費、多様化する市民ニーズに対応するため、平成18年11月に「第一次行政改革大綱」、平成23年3月に「第二次行政改革大綱」を策定し、積極的に行政改革に取り組んできました。

第一次及び第二次行政改革大綱で定めた10年間(平成18～27年度)の改革では、組織機構の見直し、職員定員管理の適正化、事務事業の見直し、指定管理者制度(*1)の導入、事務事業評価制度(*2)の導入等に取り組み、市民サービスの向上と持続可能な行財政基盤の確立に努めてきており、概ね大綱に沿った順調な成果が得られています。

(2) 本市を取り巻く現状と課題

国は人口減少社会の到来と長引く地方経済の低迷を受けて、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人口減少と地域経済縮小の克服へ向けた取組を始めてきております。

本市においても毎年300人前後の人口減少が続いており、人口減少は地域経済の悪化をまねき、少子高齢化の進行と相まって財政状況を一段と厳しくするほか、地域コミュニティの弱体化や防災・景観上の問題など地域の衰退につながってきています。このため、いかにして人口減少に歯止めをかけ、地域の活力を維持・発展させていくことが喫緊の課題となっています。

一方、高度経済成長期を中心に建設された公共施設や道路・水道等社会生活基盤が更新期を迎え、老朽化に伴う維持更新経費のさらなる増加が予想されるとともに、合併特例債や緊急防災・減災事業債を活用した耐震化や社会資本整備の実施に伴う公債費の伸びも見込まれ、本市の財政状況は今後一層厳しさを増すものと考えられます。

このような状況の中、地域経済の衰退と人口減少に歯止めをかけ、効率的で持続

第1章 行政改革大綱

1. 行政改革大綱の策定の趣旨

(1) これまでの行政改革大綱の取組状況

本市は平成17年10月の合併による新市発足後、厳しい財政状況の下、増大する社会保障経費、多様化する市民ニーズに対応するため、平成18年11月に「第一次行政改革大綱」、平成23年3月に「第二次行政改革大綱」、平成28年3月に「第三次行政改革大綱」を策定し、行政改革に取り組んできました。

第一次から第三次行政改革大綱で定めた15年間(平成18～令和2年度)の改革では、徴収強化、市有地処分、ふるさと納税等による新たな歳入の確保を図るとともに、歳出面では人件費、物件費の削減に努めるなど、概ね大綱に沿った成果が得られています。

(2) 本市を取り巻く現状と課題

国は人口減少社会の到来と長引く地方経済の低迷を受けて、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人口減少と地域経済縮小の克服へ向けた取組を始めました。

本市においても平成27年10月に地方版の「人口ビジョン」と「まち・ひと・しごと総合戦略」を制定し、人口減少対策に取り組んできましたが、実際は、当時の社人研(*1)の推計に近い形で、毎年400人前後の人口減少が続いており、人口減少は地域経済の悪化を招き、少子高齢化の進行と相まって財政状況を一段と厳しくするほか、地域コミュニティを弱体化させています。

人口減少に伴い、本市の市税及び地方交付税を中心とする一般財源は今後一層減少していくものと考えられ、また、少子高齢化による社会保障経費及び公共施設の維持更新経費の増加や合併特例債等を活用した社会資本整備の実施に伴う公債費等の経常経費の増により、本市の財政状況は今後一層厳しさを増すものと考えられます。

このような状況の中、地域経済の衰退と人口減少に歯止めをかけ、効率的で持続

可能な行財政運営を確立するためには、行政サービスのあり方の見直し、雇用機会の創出や少子化対策などによる地域経済の活性化とともに、市民と行政が相互信頼のもとに連携し、地域特性に即した課題解決や地域コミュニティの維持・発展など、自治基本条例を基本として、役割と責任を分担する共生・協働^(※3)のシステムづくりを引き続き推進する必要があります。

(3)更なる改革の必要性

本市を取り巻く現状の中、さらに合併特例債や地方交付税の加算措置などの合併特例措置^(※4)は平成 32 年度で全て終了することとなり、今後の歳入減少が厳しい財政状況に拍車をかけることになります。

このような状況を勘案しますと、平成 28 年度からの 5 年間で本市の財政基盤を整備・確立する上で極めて重要な期間となり、この期間における改革への取組が本市の今後の行財政運営に大きな影響を及ぼすことになると考えられます。

このため、本市の将来都市像である「ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち」の実現に向けて、限られた財源で増大する行政需要に対応し、簡素で効率的な新しい行財政システムを構築するため、これまで進めてきた行政改革を停滞させることなく、「第三次いちき串木野市行政改革大綱」を策定し、更に行政改革を進めていく必要があります。

可能な行財政運営を確立するためには、雇用機会の創出や少子化対策などによる地域経済の活性化とともに、市民と行政が相互理解の下に連携し、地域特性に即した課題解決や地域コミュニティの維持・発展など、自治基本条例を基本として、役割と責任を分担する共生・協働^(※2)のまちづくりを引き続き推進する必要があります。

(3)更なる改革の必要性

本市を取り巻く現状の中、地域の活力を維持・発展させていくためには、市民との相互理解の下、これまでの改革に加え、一步踏み込んだ改革が必要となってきた状況にあります。これまで進めてきた行政改革を停滞させることなく、経営的視点での行政運営を行うことにより、将来世代へ過度の財政負担を残さない持続可能な市政運営を実現するため、「第四次いちき串木野市行政改革大綱」を策定し、更に行政改革を進めていく必要があります。

2. 行政改革大綱の基本理念

第四次行政改革大綱の基本理念

「管理型行政運営」から「経営型行政運営」への転換

人口減少社会に対応するため、第四次行政改革大綱では、これまでのように、多くの事業を広く浅く実施する従来型の行政運営である「管理型行政運営」から、市の将来を見据えて行政を経営する視点に立ち、限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ)を効果的に結び付け、市民にとって真に必要な事業をメリハリをつけて実施する「経営型行政運営」への転換を目指します。

2. 行政改革の基本方針

(1)効率的で無駄のないスリムな行政経営の推進

社会経済情勢や市民ニーズの変化を的確に捉え、施策の内容や手法を見直しながら、事務事業の整理、組織機構の再編を図り、計画的な定員適正化を進めるなど総人件費の抑制に努めます。

また、串木野・市来両庁舎の課の配置の見直しや現有の消防本部・消防署の人員等を最大限に活かす消防力の充実強化のあり方を検討します。

職員の意識改革、能力向上を図るため、研修内容を充実するとともに、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、効率的で無駄のないスリムな行政経営を推進します。

(2)持続可能な財政基盤の構築

少子高齢化による扶助費の増加や地域経済の低迷による税収の落ち込みに加え、平成28年度からは地方交付税の合併算定替終了に伴う収入減などさらに厳しい財政状況が見込まれることから、財源確保と経費の節減、事務事業の見直し等に一層努め、計画的で効率的な財政運営を推進します。

また、今後深刻化する公共施設の老朽化に対して「公共施設等総合管理計画」を策定し、市民の理解を得ながら計画的に推進します。

平成28年度からの5年間で将来を見据えた財政構造への転換を図る重要な期間となることから、優先度・必要性等を厳しく吟味し、内容の充実した行政改革を進めます。

(3)市民サービスの向上と共生・協働の推進

職員の接遇向上に努め、迅速かつ的確な対応の徹底を図るとともに、窓口業務の充実に努め、効果的・効率的で市民満足度の高いサービス日本一の市役所を目指します。

また、地域コミュニティを維持し、活性化を図るため、まちづくり協議会を中心に市民と行政が目的を共有し、知恵を出し合い、協働して公共サービスを担う共生・協働の取組を引き続き推進します。

3. 行政改革大綱の基本方針

(1)人口減少社会に対応した行政経営の推進

社会経済情勢や市民ニーズの変化を的確に捉え、施策の内容や手法を見直しながら、中・長期的な視点から組織機構の再編・整備を図り、適正な定員管理を行うなど総人件費の抑制に努めます。

また、ICT^(※3)の活用により事務の効率化を推進するとともに、職員の意識改革、能力向上を図り、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、人口減少社会に対応した行政経営を推進します。

(2)持続可能な財政運営の推進

少子高齢化による扶助費の増加や地域経済の低迷による税収の落ち込みに加え、今後は社会資本整備に伴う公債費の増など更に厳しい財政状況が見込まれることから、財源確保と経費の節減はもとより、事務事業の見直しに一層取り組み、本市の規模に見合った行政サービスを目指すことで、計画的かつ効率的な財政運営を推進します。

また、今後深刻化する公共施設の老朽化に対しては、「公共施設等個別施設計画」に基づき、市民の理解を得ながら計画的に推進します。

全体的には、令和3年度からの5年間で、健全財政を堅持するための重要な期間と捉え、事業については優先度・必要性等に基づき実施し、持続可能な財政運営を推進します。

(3)市民サービスの向上と共生・協働の推進

職員の接遇向上に努めるとともに、ホームページ等の充実・オンライン申請を活用した窓口申請の簡素化などに取り組み、市民サービスの向上を図ります。

また、地域コミュニティを維持し、活性化を図るため、まちづくり協議会を中心に市民と行政が目的を共有し、知恵を出し合い、必要な役割を分担する共生・協働の取組を引き続き推進します。

第2章 具体的取組

1. 効率的で無駄のないスリムな行政経営の推進

(1)定員管理及び給与の適正化

厳しい財政状況の中で、少子高齢化、高度情報化、雇用機会の確保などの行政課題や社会情勢の変化に迅速かつ的確に対応するため、再任用期間の年次的拡大による雇用状況を踏まえながら、組織機構改革による見直し、事務事業の再編・整理や民間委託等の活用により、計画的な定員適正化に努めます。

特別職の給与については、特別職報酬等審議会などを通じて適正な水準を確保し、一般職員の給与水準については、人事院勧告^(※5)や国・県の動向をはじめ、他市との均衡を考慮して引き続き適正化を推進します。

1. 定員適正化計画の着実な推進
2. 特別職の給与の適正化
3. 一般職員の給与の適正化

(2)効率的な組織機構の構築

社会経済情勢の変化等による新たな行政課題をはじめ、高度化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、人員や財源を効果的に活用できるよう、組織機構の再編・整備に取り組みます。市民の利便性、事務の円滑化・効率化を図る観点から、串木野・市来両庁舎の課の配置のあり方について見直しを検討します。

また、現有の消防本部・消防署の人員、資機材等を最大限に活かす消防力の充実強化策を検討し、消防救急体制の充実に努めます。

さらに、近年の市町村合併や交通情報基盤の発達による生活経済圏の変化等を踏まえ、一部事務組合による事務の見直しを含め、単独で行うことが非効率な事務等は、他団体との共同実施を模索するなど、広域行政^(※6)の取組についても検討します。

第2章 具体的取組

1. 人口減少社会に対応した行政経営の推進

(1)定員管理及び給与の適正化

厳しい財政状況の中で、少子高齢化、高度情報化、雇用機会の確保などの行政課題や社会情勢の変化に迅速かつ的確に対応するため、再任用職員や会計年度任用職員など多様な勤務体系を踏まえながら、将来の定年延長も考慮した上で「定員管理計画」を策定し、適正な定員管理を図り、総人件費の抑制に努めます。

また、職員の意欲・能力が最大限発揮できる組織の実現に向けて、人事評価制度も含めた総合的な給与制度の見直しによる効果的な給与制度の確立を目指します。

1. 定員管理計画の着実な推進
2. 一般職員の給与の適正化

(2)効率的な組織機構の推進

社会経済情勢の変化等による新たな行政課題をはじめ、高度化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、人員や財源を効果的に活用できるよう、組織機構の再編・整備に取り組みます。また、今後の人口減少社会に対応し、市民の利便性、事務の円滑化・効率化を図る観点から、串木野・市来両庁舎の課の配置のあり方及び出張所のあり方について検討するとともに、現有の消防本部・消防署・消防分団の人員等を最大限に活かす消防体制の見直しを検討します。

さらに、日常生活圏の広域化や行政需要の高度化・専門化、事務処理体制の効率化への対応を目的として、連携協約など事務の共同処理制度^(※4)を活用し、さまざまな分野で広域連携を推進します。

1. 組織機構の再編・整備
2. 両庁舎の課の配置の見直し検討
3. 消防救急体制のあり方検討
4. 広域行政の取組

(3)職員の意識改革と人材育成の推進

本市は職員の基本姿勢として「市民感覚、挑戦、プロ意識」を掲げています。多様化する市民ニーズや新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応できるよう職員の広い視野と意欲、専門知識を養成する研修を充実し、能力向上に努めます。

また、改正地方公務員法の趣旨を踏まえ、能力・実績に基づく人事管理の徹底を図るため、人事評価システム(*7)を充実し、組織全体の士気高揚、公務能率の向上を図ります。

さらに、職員一人ひとりが事務事業に関する意識を高く持ち、積極的に政策提言や事務改善を行うとともに、これらが反映される仕組みづくりを推進します。

1. 職員研修内容の充実
2. 人事評価制度の充実
3. 職員提案制度の推進

1. 組織機構の再編・整備
2. 消防体制の見直し
3. 広域連携の推進

(3)事務の効率化の推進

少子高齢化による労働人口減少の中、労働力を確保するため、ICT は加速的に進化を遂げ、社会の組織運営に欠かせないものとなっており、このため、AI(*5)やRPA(*6)などICTを活用して、事務事業における作業工程や所要時間を短縮し、事務の効率化を推進します。

1. ICT の活用

(4)職員の意識改革と人材育成の推進

本市は職員の基本姿勢として「市民感覚、挑戦、プロ意識」を掲げています。これに加えて、本格的な地方分権改革時代の今日、事務処理の速度や正確性だけでなく、新たな施策の提案や業務改善などに自発的・積極的に取り組む姿勢が職員に求められています。このほか、事務事業の実施方法や行政サービスのコストに問題意識を持つよう、職員研修を推進し、能力向上に努めます。

また、人事評価制度の見直しにより能力・実績に基づく人事管理を推進し、組織全体の士気高揚、公務能率の向上を図ります。

さらに、職員提案制度等による職員能力の活用により、職員の意欲向上に向けた取組を行います。

1. 職員研修の推進
2. 人事評価制度の充実
3. 職員能力の活用

2. 持続可能な財政基盤の構築

(1)財政運営の健全化

少子高齢化による社会保障関係経費の増加、人口減少や地方経済の長引く低迷による地方税収の落ち込み、地方交付税の合併算定替終了に伴う収入減などの厳しい財政状況が予想されます。限られた財源を有効に活用しながら健全な財政を運営するために、財政健全化法等に基づく財政運営上の具体的な数値目標を設定した「財政改善計画」を策定し、歳出全般の効率化・重点化を図るとともに、市債発行の抑制等に取り組み、計画的で健全な財政運営を行います。

1. 財政改善計画の策定と推進
2. 物件費の削減

(2)公共施設の見直し

人口減少社会が進む中、本市も多くの公共施設が更新時期を迎えています。財政負担の軽減及び平準化を図るため、市営住宅をはじめとする公共施設の長寿命化、集約化・複合化、転用・除却などを盛り込んだ「公共施設等総合管理計画」を策定し、市民の理解を得ながら計画的に推進します。

小中学校の再編・整理については、本市学校規模適正化委員会の提言並びに新たに国から示された公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きを参考に、保護者・地域の意見等を十分踏まえ、取り組んでいきます。

1. 公共施設等総合管理計画の策定と推進
2. 小中学校の再編・整理に向けた検討

2. 持続可能な財政運営の推進

(1)財政の健全化

平成 30 年度の経常収支比率は 97.6%で、財政の硬直化が進んでおり、早急な対策が必要な状況にあります。また、合併特例債や地方交付税の加算措置などの合併特例措置^(※7)が令和2年度で全て終了し、今後市債の償還が本格化するなど、厳しい財政状況に拍車をかけることになります。限られた財源を有効に活用しながら、持続可能な市政運営を行うため、具体的な数値目標を設定した「財政改善計画」を策定し、計画的で健全な財政運営を行います。なお、投資的経費については、限られた財源の中で普通建設事業を厳選し、効率的かつ効果的な配分に努めることで、全体事業費を抑制します。

1. 財政改善計画の着実な推進

(2)公共施設の見直し

人口減少社会が進む中、本市は全国平均の約 1.9 倍の公共施設を保有しており、また、施設全体の約 47.5%が既に建築後 30 年以上を経過しているため、今後多くの施設が一斉に更新時期を迎えることになります。このままでは、必要とされる更新費用の全てを負担することは困難なことから、本市の人口規模や市民ニーズに対応した公共施設のマネジメントを推進するため、「公共施設等個別施設計画」に基づき、公共施設の適正化に取り組むことで、財政負担の軽減及び平準化を図ります。

また、学校等の統廃合については、本市小・中学校統廃合基準を基に進めていきます。なお、本市小・中学校統廃合基準については検証を行うほか、市立幼稚園の統廃合についても、保護者等の意見を踏まえながら、取り組みます。

1. 公共施設の適正化
2. 学校等の統廃合

(3)既存事業の見直し

限られた財源で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に適切に対応し、最少の経費で最大の効果を得るため、行政評価制度を効果的に活用し、PDCAサイクル^(※)に基づく事業の明確な目標設定と進行管理により、既存事業の再編・整理、統合・廃止等の見直しを行います。

1. 行政評価制度等の確立と活用
2. 既存事業の再編・整理、統合・廃止

(4)積極的な財源確保の取組

地方税、使用料・手数料等については、負担の公正確保の観点から、滞納整理の推進による未収金の回収に努めるなど、徴収率の向上に積極的に取り組むとともに、受益者負担適正化の観点から見直しの検討を行い、未利用財産の売却促進や資産の有効利用を図ります。

さらに、企業誘致を強力に推進し、また食のまちづくりを中心とした観光施策の充実や交流人口の拡大を図り、積極的な財源確保の取組を行います。

1. 市税の徴収率の向上
2. 料金等の徴収率の向上
3. 使用料・手数料の見直しの検討
4. 市有財産の有効活用
5. 企業誘致の促進
6. ふるさと納税制度の活用

(5)民間委託等の推進

(3)既存事業の見直し

限られた財源で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に適切に対応し、最少の経費で最大の効果を得るため、事務事業について評価・検証を行い、計画的に見直しを行います。

また、補助金については、実績報告書及び収支決算書等を精査するとともに、公益性・必要性等について検証し、各種団体等の理解を求めながら、3年を基本として見直しを行います。

1. 事務事業の見直し
2. 補助金の見直し

(4)積極的な財源確保の取組

ふるさと納税は、市内事業者はもとより市にとっても財源のみならず全国への大きな宣伝効果が期待できることから、積極的に推進します。

地方税、使用料・手数料等については、滞納整理の推進による未収金の回収に努めるなど、市税等の徴収率の向上に積極的に取り組むとともに、受益者負担適正化の観点から定期的に見直しを行います。また、未利用財産の適正価格を検討し、売却を促進するなど資産の有効利用に努めます。

さらに、企業誘致を推進するとともに、食のまちづくりを中心とした施策の充実や交流人口の拡大により、自主財源の確保を図ります。

1. ふるさと納税の推進
2. 徴収率の向上
3. 使用料・手数料の見直し
4. 市有財産の有効活用
5. 企業誘致の推進

(5)民間委託等の推進

事務事業の必要性をもとに、「民間で実施する方が効率的・効果的なものは民間に任せる」との視点に立ち、事務事業全般にわたり、民営化、民間委託、廃止等を検討します。

既に指定管理者制度を導入している施設については、その効果を検証します。

また、地域に密着した施設については住民自治を推進する観点からまちづくり協議会への委託について、積極的に検討します。

1. 民間委託の推進
2. 指定管理者制度の見直し検討

(6)地方公営企業等の経営健全化

特別会計事業の経営は、一般会計からの繰出金など市の財政運営に大きな影響を及ぼすため、経営全般について事務事業の見直しを推進するなど、中・長期的な視点に立った経営基盤の強化に取り組みます。

土地開発公社については、引き続き保有する土地の売却を進めるなど、経営改善に向け、積極的に取り組みます。

また、水道事業については簡易水道事業との統合を見据え、引き続き独立採算を基本とした健全な経営に努めます。

1. 土地開発公社分譲地の販売促進
2. 水道事業の経営健全化の推進

3. 市民サービスの向上と共生・協働の推進

(1)市民サービスの向上

職員の接遇向上に努め、迅速かつ適切な対応の徹底を図るとともに、市民の立場に立った親切でやさしい行政サービスに努めます。

また、申請等諸手続の簡素化、市民の利便性の向上のほか、窓口業務の充実に努め、市民満足度を高めるため、効果的・効率的な質の高い行政サービスを提供し、市民サービス日本一の市役所を目指します。

事務事業の必要性をもとに、「民間で実施する方が効率的・効果的なものは民間に任せる」との視点に立ち、事務事業全般にわたり、民間委託、民間譲渡、廃止等を検討します。

1. 民間委託等の推進

(6)地方公営企業等の経営健全化

特別会計事業の経営は、一般会計からの繰出金など市の財政運営に大きな影響を及ぼすため、経営全般についての事務事業の見直しを推進するなど、中・長期的な視点に立った経営基盤の強化に積極的に取り組みます。

水道事業はもとより下水道事業についても、令和2年度からの地方公営企業法全部適用を受けて、独立採算を基本とした健全な経営に努めます。

また、土地開発公社については、引き続き保有する土地の売却を進めるなど、経営改善に向け、積極的に取り組みます。

1. 水道事業の経営健全化の推進
2. 下水道事業の経営健全化の推進
3. 土地開発公社分譲地の販売促進

3. 市民サービスの向上と共生・協働の推進

(1)市民サービスの向上

市民の立場に立った接客や丁寧な電話対応など、職員の接遇向上に努めます。また、最新の情報を正確かつ迅速に伝えるため、ホームページ等の充実に努めながら、オンライン申請を活用した窓口申請の簡素化などに取り組むことで、行政サービスの充実に図ります。

1. 職員の接遇の向上
2. 窓口業務の民間委託の検討

(2)市民と行政の協働の推進

これからの行政運営においては、行政の責任を明確にしつつ、市民、各種団体、企業、NPO^(※9)等も地域社会における役割を認識し、公共サービスの担い手として自発的・積極的に参画することが求められています。

特に、過疎化・少子高齢化が進行する地域社会においては、地域活動を支える担い手が減り、地域コミュニティの弱体化が進むほか、管理されていない空家・空き地が増加して、防災、衛生、景観上の問題を引き起こしています。

このため、まちづくり協議会を中心に地域の力を結集し、地域資源を生かしながら活性化策に取り組むとともに、地域の課題解決に向けて互いに見守りや支え合いの体制を作ります。

地区担当職員制度や各種補助制度の充実を図るとともに地域への権限財源移譲を進め、自治基本条例に基づく住民自治の推進に努め、市民の満足度を上げる共生・協働^(※3)の取組を引き続き推進します。

1. まちづくり協議会による地域活動の支援
2. 地域内分権の推進

第3章 改革の実現に向けて

(1)推進期間

本大綱の推進期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

(2)推進計画の策定

大綱は、行政改革の取組の基本的な方針を示すものであり、大綱に基づく具体的な取組内容については、推進計画を策定し、計画的に推進します。

1. 職員の接遇の向上
2. 窓口等行政サービスの充実

(2)市民と行政の協働の推進

高度化・多様化する市民ニーズや新たな地域課題に適切・迅速に対応していくためには、市はもとより、そのサービスの受け手である市民が、適切な役割分担の下、地域の課題を発見、共有して、ともに解決していくことが求められます。

しかしながら、過疎化・少子高齢化が進行する地域社会においては、地域活動を支える担い手が減少し、地域コミュニティの弱体化が進んでいます。

このため、まちづくり協議会を中心に地域コミュニティの充実を図り、地域の課題解決に向けて互いに見守りや支え合いの体制を整えていく必要があります。

市と市民による共生・協働のまちづくりを更に進めるため、地区担当職員制度や各種補助制度によりまちづくり協議会による地域活動を支援します。また、自治基本条例に基づく住民自治を推進するため、まちづくり協議会への権限財源移譲を進め、地域内分権の推進を図ります。

1. まちづくり協議会による地域活動の支援
2. 地域内分権の推進

第3章 改革の実現に向けて

(1)推進期間

本大綱の推進期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

(2)推進計画（経営適正化プラン）の策定

大綱は、行政改革の取組の基本的な方針を示すものであり、大綱に基づく具体的な取組内容については、推進計画（経営適正化プラン）を策定し、計画的に推進しま

この推進計画には、大綱の推進期間5年間における各年度の具体的取組や可能な限り数値化した目標値を定めており、毎年度、計画(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→見直し(Action)のいわゆるPDCAサイクルに基づき不断の点検に努め、必要な見直しを行います。

(3)推進体制と進行管理

大綱に掲げる基本方針及び推進計画に掲載された行政改革の具体的な推進に当たって、庁内においては、市長を本部長とする「いちき串木野市行政改革推進本部」が中心となって行政改革を実行していくこととし、推進本部の下部組織として庁内に「組織機構等改革部会」「財政基盤等改善部会」「市民サービス向上部会」の3つの専門部会と分科会を設置し、調査・検討を進めます。

また、大綱の推進状況については、市民の代表者からなる「いちき串木野市行政改革推進委員会」に報告するとともに、行政改革に関する各種取組の内容、取組状況について市議会を始め広く市民に公表します。

【用語解説】

(*1) 指定管理者制度

公の施設の管理・運営を民間事業者等に代行させる制度であり、多様化する住民ニーズにより効率的・効果的に対応するため、民間事業者等の有するノウハウを活用することによって、サービス水準の向上、経費の削減につなげることを目的としている。

(*2) 行政評価制度/事務事業評価制度

行政評価制度とは、行政の政策・施策・事業が、「その費用に見合った効果や成果を出しているか」、「重複、無駄になっていないか」等の視点から行政の活動を見直し、改善していく取組。

事務事業評価制度は、個々の事務事業について、担当職員が現状を把握・認識した上で評価を行い、事業目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取組。

す。「経営適正化プラン」とは、「本市の非常に厳しい財政状況の中で行っている『市の経営』を、持続可能な市政運営を図るために、令和3年度からの5年間で適正化(好ましくない状況にあるものを、本来のあるべき状況に改善したり、修正したりすること。)していく。」という意味で名付けたものです。

この推進計画(経営適正化プラン)には、大綱の推進期間5年間における各年度の具体的取組や可能な限り数値化した目標値を定めており、毎年度、計画(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→改善(Action)のいわゆるPDCAサイクル(*8)に基づき不断の点検に努め、必要な見直しを行います。

(3)推進体制と進行管理

大綱に掲げる基本方針及び推進計画(経営適正化プラン)に掲載された行政改革の具体的な推進に当たって、庁内においては、市長を本部長とする「いちき串木野市行政改革推進本部」が中心となって行政改革を実行していくこととし、推進本部の下部組織として庁内に「組織機構等改革部会」「財政基盤等改善部会」「市民サービス向上部会」の3つの専門部会と分科会を設置し、調査・検討を進めます。

また、大綱の推進状況については、市民の代表者からなる「いちき串木野市行政改革推進委員会」に報告するとともに、行政改革に関する各種取組の内容、取組状況について市議会をはじめ広く市民に公表します。

【用語解説】

(*1) 社人研

国立社会保障・人口問題研究所のこと。平成25年3月に公表した社人研による令和2年(2020年)4月1日の本市の推計人口は、27,582人。平成27年10月の本市の人口ビジョンによる、市が人口減少対策を行うことによる効果が出た場合の同時期の本市の推計人口は、28,279人。実際の本市の人口は、市の住民基本台帳年齢別人口統計より、27,472人であることから、社人研の推計人口に近い数となっており、少子化に歯止めがかかっていないことが推測できる。

ちなみに、第三次行政改革大綱の期間中、市の住民基本台帳年齢別人口統計による各年度の4月1日現在の人口は次のとおり。H28:29,086人(前年比△384人)、H29:28,569人(前年比△517人)、H30:28,202人(前年比△367人)、R1:27,833人(前年比△369人)、R2:27,472人(前年比△361人)。

(※3) 共生・協働

多様な主体が、相互に特性や役割を認識し尊重しあいながら、対等な立場で、共通の目的を達成するために協力すること。ここでは、市民と行政が一つの目的に向かって対等な立場で果たすべき役割、責任を自覚し、課題解決や社会的目的実現のために協力することを指している。

(※4) 合併特例措置

合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く15か年度に限り、その財源として借り入れることができる合併特例債(対象事業費おおむね95%充当で、その元利償還金の70%が普通交付税により措置)や合併後10年間は、新市町村の状態で算定した地方交付税額が、合併前の市町村がそれぞれ別々に存在するものとみなして算定した交付税額の合算額を下回らないように算定する特例(合併算定替)が設けられていることなどの優遇措置。

(※5) 人事院勧告

公務員の給与・勤務条件等が、社会一般の情勢に適応するように、国会及び内閣に対して人事院が行う報告と勧告。公務員は、団体交渉権等が制約されているため、その代償措置として人事院が置かれている。

(※6) 広域行政

2つ以上の地方公共団体が、その区域を越えて、行政事務を広域的に処理すること。広域行政の方法には、市町村合併による行政区域の広域化、一部事務組合や広域連合による特定事務の広域的共同処理などがある。

(※7) 人事評価システム

職員のやる気の向上と人材育成に資するため、能力・意欲や成果を正確に評価するシステム。

(※8) PDCAサイクル

計画(Plan)を実行(Do)し、評価(Check)して改善(Action)に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセス。計画から改善までのプロセスを継続することによって、より良い成果を上げることが期待できる。

(※9) NPO

Nonprofit Organization(ノンプロフィット・オーガニゼーション)の略称。民間非営利組織のことで、営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体。

(※2) 共生・協働

多様な主体が、相互に特性や役割を認識し尊重しあいながら、対等な立場で、共通の目的を達成するために協力すること。ここでは、市民と行政が一つの目的に向かって対等な立場で果たすべき役割、責任を自覚し、課題解決や社会的目的実現のために協力することを指している。

(※3) ICT

Information and Communication Technologyの略称。情報処理及び情報通信、つまりコンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

(※4) 事務の共同処理制度

地方自治法に定められている2つ以上の地方公共団体が、その区域を越えて、行政事務を広域的に処理する制度のこと。現在、法人の設立を要しない簡便な仕組みのものと、別法人の設立を要する仕組みのものがあり、前者は連携協約、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行、後者は一部事務組合、広域連合がある。

(※5) AI

Artificial Intelligenceの略称。人口知能。人間にしかできなかった高度に知的な作業や判断について、コンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたもの。

(※6) RPA

Robotic Process Automationの略称。ロボットによる業務自動化を図る取組のこと。

(※7) 合併特例措置

合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く15か年度に限り、その財源として借り入れることができる合併特例債(対象事業費おおむね95%充当で、その元利償還金の70%が普通交付税により措置)や合併後10年間は、新市町村の状態で算定した地方交付税額が、合併前の市町村がそれぞれ別々に存在するものとみなして算定した交付税額の合算額を下回らないように算定する特例(合併算定替)が設けられていることなどの優遇措置。

(※8) PDCAサイクル

計画(Plan)を実行(Do)し、検証(Check)して改善(Action)に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセス。計画から改善までのプロセスを継続することによって、より良い成果を上げることが期待できる。